

第5章 計画の推進

市民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、あたたかな絆やふれあいを大切にしまちづくりや、地域でのきめ細かな福祉サービスの提供が求められています。しかしながら、今日の複雑化した社会環境の中で、地域では様々な生活課題や困難な問題を抱える人たちも増えており、もはや行政や一部の専門家の力だけでは解決が困難になっています。そのため、市民、事業者、社会福祉協議会、市がそれぞれの分野において主体的、積極的に役割を果たし、協働しながら、地域社会全体で計画の実現に向けた取り組みを進めることが必要です。

1. 市民、事業者、社会福祉協議会、市の役割

(1) 市民に期待される役割

市民は福祉サービスの利用者であるとともに、地域福祉の担い手でもあります。市民一人ひとりが地域福祉についての理解を深めるとともに、身近なところで自ら何ができるのかを考え、主体的に地域の福祉活動に参加することが期待されています。

(2) 事業者期待される役割

福祉サービスの提供者として、市民の多様なニーズに積極的に応えることが期待されています。また、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、情報提供・公開をはじめ、関係機関や他のサービスとの連携の中で、総合的なサービス提供の取り組みが期待されています。

(3) 社会福祉協議会に期待される役割

社会福祉協議会は平成12年の社会福祉法の改正により、地域福祉の推進を担う団体として明確に位置付けられました。計画を推進するうえでは、地域福祉活動への市民参加の促進をはじめ、民間福祉団体の先導役として、計画のそれぞれの分野で社会福祉協議会が大きな役割を担うことが期待されています。

(4) 市の役割

市は、地域福祉の充実に向け、常に地域の実態や市民ニーズを把握するとともに、市民レベルの自主的な地域福祉活動が促進されるよう、情報提供や関係機関との連携、交流機会の確保に努めるなど支援を行います。また、本計画の基本理念に則り、地域福祉を進めるための諸施策を市民、事業者、社会福祉協議会との協働で、総合的に推進します。

2. 計画の進行管理と検証体制

地域福祉計画は、市が責任を持って推進していく行政計画であることから、計画の進行管理については、全市的に行っている事務事業評価など既存の制度も活用しながら、各所管課において具体的な取り組みの進捗状況について点検、評価を行い、事業の改善など計画の効果的・効率的な推進を図ります。

また、こうした内部での評価検証に加えて、北見市社会福祉審議会への報告などを通じて、外部の視点からの評価も併用しながら地域福祉の推進を図っていきます。